

中国における專利審査指南改正案 について（前編）

北京銀龍知識産権代理有限公司
(DragonIntellectualPropertyLawFirm)

王 未東
弁理士 弁護士



北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に專利局の後押しをうけて設立された代理機構である。王は、医薬品化学の修士号を有し、企業において新医薬品の研究開発および知的財産権の管理の業務に従事した後、2010年に北京銀龍に入社し、化学部で弁理士・弁護士として代理業務を行っている。また、北京銀龍の法律法規・判例の研究グループのリーダーとして、所内外に積極的に情報発信を行っている。

【概要】

中国において2021年8月3日に、專利審査指南改正案の第3回意見募集稿が公表された。今回の審査指南の改正内容は、主に專利法およびその実施細則の規定の改正に関連するものである。本稿では、今回の改正案の概要について紹介する。前編では、意匠制度改善に係る関連規定、先願書類を援用した出願書類の追加提出に関する規定、專利権期間の補償に関する規定、專利オープンライセンスの関連規定、医薬品專利紛争早期解決体制の無効案件審査に関する関連規定について紹介する。後編では、緊急事態への対応に関する規定、審査の質と審査効率向上のための関連規定、簡略化または要件が緩和された手続規定、その他の関連規定について紹介する。後編：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/24129/>
なお、現在（2022年3月）、当該改正案はまだ承認されていないため、実際に施行される審査指南と異なる可能性があることに留意されたい。

【詳細】

1. 意匠制度改善に係る関連規定

(i) 部分意匠出願書類の要件と審査基準（第一部分第三章4.4）

・4.4.1 製品名称

製品名称中に、保護を求める部分およびそれを有する製品全体を明記する必要がある。例えば「車のドア」など。

・ 4.4.2 意匠の図面または写真

製品全体の図面を提出するとともに、点線と実線の組み合わせもしくは他の手段で保護を求める内容を示す必要がある。例えば、保護を求めない部分を単色の半透明の層で覆ってもよい。

・ 4.4.3 簡単な説明

実線と点線の組み合わせ以外の手段により保護を求める部分意匠を示す場合、簡単な説明において、保護を求める部分を明記しなければならない。必要であれば、保護を求める部分意匠の用途を明記し、製品名称が表す用途と対応させなければならない。

(ii) GUI 製品の意匠出願書類要件と審査基準（第一部分第三章）

部分意匠制度の導入により、4.5 に対して適合的な調整が行われた。具体的な規定は、4.5.1（製品の全体意匠の形で出願提出）、4.5.2（部分意匠の形で出願提出）、4.5.3（動的 GUI）である。

(iii) 部分意匠専利の分割出願および訂正（第一部分第三章）

・ 9.4.2 分割出願

元の出願が製品の全体意匠である場合、そのうちの一部を分割出願として提出することは許されない。

元の出願が製品の部分意匠である場合、その全体もしくは他の部分意匠を分割出願として提出することは許されない。

・ 10.1 出願人による自発補正および 10.2 通知書指摘された欠陥を訂正

以下の補正は許されない。

- (1) 全体意匠を部分意匠に補正；
- (2) 部分意匠を全体意匠に補正；
- (3) 同じ製品全体中の或る部分意匠を別の部分意匠に補正。

分割出願、補正のいずれにおいても、全体意匠と部分意匠の切り替えはできない。

(iv) 部分意匠専利の無効判定（第四部分第五章）

・ 5.1.1 意匠が同一

部分意匠において、同種別の製品とは、製品の用途と当該部分の用途がともに同じ製品であることをいう。

・ 5.1.2 意匠が実質的に同一

部分意匠において、類似する製品であるか否かの判断は、製品の用途と当該部分の用途を総合的に考慮する。一般消費者が、係争意匠と引例意匠の全体を観察し、両者の相違点が単に以下に挙げる状況に該当すると認識した場合、係争意匠と引例意匠は実質的に同一となる。……(6) 相違点が、部分意匠が保護を求める部分の、製品全体における位置および/または比率関係（大きさ）の一般的な変化である。

・ 5.2.4.2 係争意匠の確定

部分意匠においては、保護を求める部分の形状、図案、色彩を基準とし、当該部分の製品全体における位置および比率関係（大きさ）を考慮しなければならない。

・ 6. 係争専利が部分意匠である場合、既存意匠の対応する部分は、組み合わせに用いる既存意匠の特徴とみなすことができる。

(v) 意匠の明らかな区別（明らかな進歩性）の審査（第一部分第三章 8.2）

専利法第 23 条第 2 項に基づく審査の項が設けられ、無効に関する第四部分第五章第 6 節の関連する規定に基づいて審査が行われることが記載された。

(vi) 意匠の本国優先権（第一部分第三章）

・ 5.2 優先権主張

出願人は、中国での最初の専利出願の日から 6 か月以内に国内優先権を主張することができる。先願の主題は、発明または実用新案の専利出願の図面に示された主題、または意匠専利出願の主題でなければならない。

- ・ 5.2.2.5 先の出願のみなし取下げの手續

意匠専利出願の出願人が、発明または実用新案の専利出願を本国の優先権の基礎として要求した場合、先願は取り下げられたとはみなされない。

(vii) 意匠国際出願の提出および審査プロセス（新設された第六部分）

国際意匠出願の提出経路、送達、審査プロセス、手数料の支払い等に関連する内容を明確に規定し、ハーグ協定実施後の国際出願の申請方法に関する明確なガイドラインを出願人に提供している。

2. 先願書類を援用した出願書類の追加提出に関する規定（第一部分第一章、第二部分第八章）

- ・ 第一部分第一章 4.7

4.7.1 は、先願の出願書類を援用して、クレームまたは明細書を追加提出する時期と要件を規定している。クレームまたは明細書は、専利出願の提出日から2か月以内もしくはは国务院専利行政部門が指定した期限内に、先願の出願書類を援用する形で追加提出することができる。要件を満たさないものは、出願日を再決定する。

4.7.2 は、先願の出願書類を援用して、クレーム、明細書の一部の内容を追加提出する時期と要件を規定している。先願の出願書類を援用する旨の声明を、出願日から2か月以内に提出しなければならない。

専利局が出願書類の形式に不備があり補正通知書を発行した場合、出願人は先願の出願書類を援用する旨の声明を指定された期限内に提出することができる。要件を満たさないものは、出願日を再決定する。

- ・ 第二部分第八章 4.1

審査官は、初歩審査部門による審査の上で、追加提出された内容が先願の出願書類の写しとその中国語訳に完全に含まれているか否かを確認する。含まれていない場合、書類を追加提出した日付を出願日として、出願日を再決定する。

- ・ 第三部分第一章 5.3

PCT ルートを介して中国国内段階に入った国際出願の援用組み込みについて改正された。

3. 専利権期間の補償に関する規定

(i) 専利権付与期間の補償（第五部分第九章 2）

- ・ 同じ出願人が同じ日に同様の発明について実用新案専利と発明専利の両方を出願し、実用新案専利出願に専利権が付与された場合、当該発明専利の付与期間は補償されない。

- ・ 2.1～2.4 では、補償請求者、時期、補償期間の決定（権利付与プロセス中の不当な遅延時間（2.2.1）および出願人に起因する不当な遅延時間（2.2.2）を含む）、専利権付与期間の補償請求の承認、登録および公告が規定されている。

(ii) 薬品専利期限の補償（第五部分第九章 3）

- ・ 3.1～3.8では、補償の条件、補償請求者、時期、請求に必要な書類と資料、期間補償の適用範囲、新薬に関連する技術案が指定の専利クレームの保護範囲に入るかどうかを如何に判断するか、補償期間の決定、医薬品専利期間の補償請求の承認、登録および公告が規定されている。

4. 専利オープンライセンスの関連規定（新設第五部分第十一章）

オープンライセンス声明の提出と取り下げ、オープンライセンスの登録と公告、オープンライセンス実施契約の発効と届け出、手数料減免手続の取り扱いについて詳細に規定している。

5. 医薬品専利紛争早期解決体制の無効案件審査に関する関連規定（第四部分第三章）

第四部分第三章に「8. 医薬品専利紛争早期解決体制の無効案件審査に関する特殊規定」が新設された。その中には、8.1請求書と証明文書、8.2審査手順、8.3審査の基礎、8.4審査状態と結審の通知が含まれ、専利無効化プロセスと医薬品専利

紛争の関わりを明確にしている。

緊急事態への対応に関する規定、審査の質と審査効率向上のための関連規定、簡略化または要件が緩和された手続規定、その他の関連規定については「中国における専利審査指南改正案について（後編）」をご覧ください。

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/24129/>

【ソース】

1. 「専利審査指南改正草案（意見募集稿）」に対する意見公募の通知
https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/3/art_75_166474.html
2. 「専利法実施細則改正案（意見募集稿）」に対する意見公募の通知
https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/27/art_75_155294.html
3. 専利審査指南（2010）（局令第55号）
https://www.cnipa.gov.cn/art/2015/1/9/art_99_28237.html
4. 「国家知識産権局による〈専利審査指南〉改正に関する決定」（局令第67号）
https://www.cnipa.gov.cn/art/2013/11/6/art_99_28226.html
5. 「国家知識産権局による〈専利審査指南〉改正に関する決定」（局令第68号）
https://www.cnipa.gov.cn/art/2014/3/17/art_99_28225.html
6. 「専利審査指南」改正に関する決定（2017）（局令第74号）
https://www.cnipa.gov.cn/art/2017/3/6/art_99_28208.html
7. 「専利審査指南」改正に関する公告（第328号）
https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/9/25/art_74_27623.html
8. 「専利審査指南」改正に関する公告（第343号）
https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/12/31/art_74_28143.html
9. 「国家知識産権局による〈専利審査指南〉改正に関する公告」（第391号）
https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/14/art_74_155606.html

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）

令和3年度

新興国等における知的財産
関連情報の調査



工業所有権
情報・研修館 新興国等知財情報データベース